

様式 1

## 福祉サービス第三者評価結果報告書 【児童福祉分野（保育所）】

### 【受審施設・事業所情報】

|            |                                                               |         |
|------------|---------------------------------------------------------------|---------|
| 事業所名称      | りんりん保育園 阪南町                                                   |         |
| 運営法人名称     | 社会福祉法人遊星会                                                     |         |
| 福祉サービスの種別  | 保育所                                                           |         |
| 代表者氏名      | 理事長 南条 猛                                                      |         |
| 定員（利用人数）   | 138 名                                                         |         |
| 事業所所在地     | 〒 545-0021<br>大阪市阿倍野区阪南町7-9-22                                |         |
| 電話番号       | 06 — 6695 — 3337                                              |         |
| FAX 番号     | 06 — 6695 — 3338                                              |         |
| ホームページアドレス | <a href="https://yuuseikai.or.jp">https://yuuseikai.or.jp</a> |         |
| 電子メールアドレス  | yuuseikai@yuuseikai.or.jp                                     |         |
| 事業開始年月日    | 平成31年4月1日                                                     |         |
| 職員・従業員数※   | 正規 18 名                                                       | 非正規 5 名 |
| 専門職員※      | 保育士 22名<br>給食は委託会社にて、栄養士1名、調理師2名                              |         |
| 施設・設備の概要※  | [居室] なし                                                       |         |
|            | [設備等]<br>乳児室、ほふく室、保育室（床暖房）、事務室、調理室、遊戯室、調乳室、医務室、トイレ・沐浴室、倉庫、園庭  |         |

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

### 【第三者評価の受審状況】

|         |        |
|---------|--------|
| 受審回数    | 1 回    |
| 前回の受審時期 | 令和元 年度 |

### 【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

|                     |   |
|---------------------|---|
| 評価結果公表に関する事業所の同意の有無 | 有 |
|---------------------|---|

## 【理念・基本方針】

### ●理念

園児一人ひとりの生命力を信じ、「豊かな心を育む」ことを理念として、安全で安心できる環境の中で、児童が健やかに成長できる保育園を目指します。

○遊び・生活・社会での経験や、子ども・家庭を取り巻く環境の中で、子ども達の「豊かな心」を育みます。

○季節の移り変わりや食文化、伝統行事や遊びなど身近な事から「文化に親しむ心」を育みます。

○自然と調和して遊び、学び、たくましい心と体を養います。

○保育に携わる全ての人たちが、一人一人安心して過ごすことができる穏やかな環境を作っていきます。

### ●運営方針

-保育を通じた社会貢献-

保育事業で次世代の子ども達の成長を見守り、地域住民や保護者のお役に立てるよう積極的に取り組み、信用・信頼される施設を目指し、愛情と責任をもって保育すること。

## 【施設・事業所の特徴的な取組】

### 【概要】

りんりん保育園阪南町は、近くに大阪を代表とする長居公園があり、一年中、自然を楽しめる保育園です。地域の方々との連携や交流も大切にしています。

### 【施設】

りんりん保育園阪南町は子ども達が元気いっぱい走り回れる広い園庭があり、保育室には床暖房の導入（乳児）など、子ども達にとって安心な保育環境を提供しています。

### 【給食】

子ども達の食べやすい献立に考慮しながら、季節の食材を使い、安全で安心な手作りで美味しい給食・おやつ・離乳食を作っています。

### 【年間行事】

四季に応じて様々な行事を行っております。季節の行事を通して、様々な体験をし、子ども達の楽しい思い出作りはもちろん、豊かな想像力、表現力を育み、心豊かに成長できるように計画しています。

## 【評価機関情報】

|           |                                                               |
|-----------|---------------------------------------------------------------|
| 第三者評価機関名  | 一般社団法人 障がい・介護福祉事業支援協会                                         |
| 大阪府認証番号   | 270050                                                        |
| 評価実施期間    | 令和6年10月23日～令和6年10月30日                                         |
| 評価決定年月日   | 令和6年10月30日                                                    |
| 評価調査者（役割） | 2201C020（運営管理・専門職委員）<br>1801C037（運営管理委員）<br>（ ）<br>（ ）<br>（ ） |

## 【総評】

### ◆評価機関総合コメント

「りんりん保育園阪南町」は大阪市阿倍野区の都市部に立地しているにも関わらず、近くに自然と触れ合える長居公園があり、運動会も行える広い園庭も備えています。また行事等の時にご家族様も使える車いす用のトイレも整えられています。また施設は天井が高く、子どもたちが開放的な空間で過ごすことができ、発表会等で使える本格的な照明設備を備えた舞台も設置されています。園ではリトミックに取り組んでおり、音楽に親しみ表現力や創造力を養う保育をおこなっています。

### ◆特に評価の高い点

・中・長期の事業計画が作成され、実施する保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点を明らかにしています。また中・長期計画を踏まえた単年度の計画も策定されており、数値目標や具体的な成果等も設定されており実施状況の評価へとつなぐ体制が構築されています。

・子どものプライバシー保護についての規程が整備され、プライバシーに配慮した保育サービスが実践されています。また人権研修も行われ、インクルーシブ保育を実践しています。

### ◆改善を求められる点

とくに改善を求める点はありません。広い園庭と充実した設備、質の高い人材や保育サービス等を生かし、都市部の保育園として地域とのより一層の交流、貢献に期待いたします。

### ◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

この度、第三者評価委員の方には、当法人が運営します「りんりん保育園 阪南町」の第三者評価につきまして、当保育施設や設備、また、当保育園が実施する子どもたちへの保育の質や園内外の実習や研修、職員人材育成など、評価して頂き、今後も職員一同、保育指針を理解し、保育理念とする「豊かな心を育む」をモットーに、保育の質を高め、子どもたちの主体性や成長に寄り添い、保育を進めて参りたいと思います。ただ、この評価に甘んじていることなく、今後も振り返りやマニュアルの更新、保育士の質の向上に向けた園内外の研修の実施や人材育成、そして、実習生の受け入れを行い、保育士を目指す実習生らに保育士として職業を選んでいただけるよう、また、職員には、自身の保育士としての振り返りや新たな見聞を広げ、自身も成長し、誇りある保育士として成長して頂けるよう社会福祉法人としてまた、保育園として、精進し、運営に努めて参ります。今後とも、どうぞ、よろしくお願い致します。

社会福祉法人 遊星会 理事長 南條 猛 りんりん保育園 阪南町 園長 磯田 美保

### ◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

## 第三者評価結果

### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

| 社会福祉法人遊星会                   |                                                                                                        | 評価結果 |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| Ⅰ-1 理念・基本方針                 |                                                                                                        |      |
| Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。 |                                                                                                        |      |
| Ⅰ-1-(1)-①                   | 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。                                                                                | a    |
| (コメント)                      | 運営規程に目的・理念・方針が表示されています。また園内にも掲示されており、毎年4月に保護者には、入園説明書および重要事項説明書を配布しており、職員への周知もできています。現在、保護者会は存在していません。 |      |

|                             |                                                                                 | 評価結果 |
|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|------|
| Ⅰ-2 経営状況の把握                 |                                                                                 |      |
| Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。 |                                                                                 |      |
| Ⅰ-2-(1)-①                   | 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。                                                 | a    |
| (コメント)                      | 厚生労働省および大阪市からの通知を確認し、同HP等で情報収集を行っております。また、毎月、保育のコスト分析や保育利用者の推移、利用率等の分析を行っております。 |      |
| Ⅰ-2-(1)-②                   | 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。                                                       | a    |
| (コメント)                      | 現在の経営課題は、職員の採用・管理・育成であるととらえています。職員の育成のために階層別研修を実施し、メンターの育成にも力を入れています。           |      |

|                                  |                                                                                           | 評価結果 |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| I -3 事業計画の策定                     |                                                                                           |      |
| I -3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。 |                                                                                           |      |
| I -3-(1)-①                       | 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。                                                               | a    |
| (コメント)                           | 中・長期の事業計画が作成され、実施する保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点を明らかにしています。                  |      |
| I -3-(1)-②                       | 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。                                                                | a    |
| (コメント)                           | 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されており、数値目標や具体的な成果等も設定されています。また実施状況の評価も行われています。                        |      |
| I -3-(2) 事業計画が適切に策定されている。        |                                                                                           |      |
| I -3-(2)-①                       | 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。                                                 | a    |
| (コメント)                           | 事業計画は職員会議の議題として取り上げるにより、職員が意見を反映できる仕組みになっています。また、事業計画は理事会において定期的に見直しが行われ、職員への周知も徹底されています。 |      |

|              |                                                                                                           |   |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| I - 3 -(2)-② | 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。                                                                                 | a |
| (コメント)       | 事業計画の主な内容や収支等については、自社のホームページに掲載されており、保護者への周知が図られています。また、事業計画に基づく行事計画は、毎年配布される重要事項説明書や入園説明書を通じて説明が行われています。 |   |

|                                       |                                                                                                                             | 評価結果 |
|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| I - 4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組         |                                                                                                                             |      |
| I - 4 -(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。 |                                                                                                                             |      |
| I - 4 -(1)-①                          | 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。                                                                                               | a    |
| (コメント)                                | 自己評価を毎年実施しており、職員全員が参加しています。園長が個人評価を行い、各職員と園長が話し合う機会を設けています。その後、管理総括会議で改善点を抽出するというPDCAサイクルができています。第三者評価は今後も定期的に受審する予定にしています。 |      |
| I - 4 -(1)-②                          | 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。                                                                                 | a    |
| (コメント)                                | 自己評価等の分析・検討はできています。職員間での課題の共有は新年度会議において行なっており、その内容をもとに保護者へのコミュニケーションを増やし、成育歴などを細かく把握できるようなサービスの向上につなげるようにしています。             |      |

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

|                              |                                                                                                              | 評価結果 |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ           |                                                                                                              |      |
| Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。     |                                                                                                              |      |
| Ⅱ-1-(1)-①                    | 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。                                                                             | a    |
| (コメント)                       | 園長は環境設定保育の理念を掲げ、重要事項説明書にも「職務分掌」が記載されています。また、役割・責任については定例会議にて表明されており、平常時や有事における役割と責任についても不在時の権限委任等が明確化されています。 |      |
| Ⅱ-1-(1)-②                    | 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。                                                                                 | a    |
| (コメント)                       | 園長は取引業者、行政関係者らと適切な関係にあり、法令に関する研修やコンプラ研修を受講しています。また、救命AEDや人材育成等、保育分野以外への研修にも積極的に参加し、必要な文書やテキストを熟読するようにしています。  |      |
| Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。 |                                                                                                              |      |
| Ⅱ-1-(2)-①                    | 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。                                                                               | a    |
| (コメント)                       | 園長は自己評価において、毎月月末に保育士にコメントを求め返信することにより声掛けや研修計画へのフィードバックにつなげています。またサービスの質の改善については委員会の開催や研修の実施により、その向上に努めています。  |      |
| Ⅱ-1-(2)-②                    | 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。                                                                               | a    |
| (コメント)                       | 園長は「経営改善」「業務の実効性向上」については人員の適正配置や担任の人選、残業なし方針、育休・産休時の両立シフトの確立等を考えています。また組織内での意識形成のために、園内研修やアドバイス等で調整が図られています。 |      |

|                                             |                                                                                                              | 評価結果 |
|---------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成                              |                                                                                                              |      |
| Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。       |                                                                                                              |      |
| Ⅱ-2-(1)-①                                   | 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。                                                                     | a    |
| (コメント)                                      | 「人材確保育成方針」や「人材確保育成計画」については、新人へのOJTの取組、リーダーへのフォロー、ボランティアの受け入れ等を行っています。また採用活動等はインターネットの利用や、就職フェア等への参加等を行っています。 |      |
| Ⅱ-2-(1)-②                                   | 総合的な人事管理が行われている。                                                                                             | a    |
| (コメント)                                      | 処遇改善加算が算定されており「期待する職員像等」を明確にしています。またそれは4月の職員会議で周知するようにされています。他にも希望と評価により職員が自ら将来の姿を描くことができるような仕組みづくりができています。  |      |
| Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。                  |                                                                                                              |      |
| Ⅱ-2-(2)-①                                   | 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。                                                                           | a    |
| (コメント)                                      | 労務管理の責任者は園長であり、「有給休暇管理表」を備えています。また職員との個別面談も行われ、悩みの相談も受け付けています。福利厚生については家族手当、家賃手当、資格取得補助、新年会、制服貸与等が行われています。   |      |
| Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。              |                                                                                                              |      |
| Ⅱ-2-(3)-①                                   | 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。                                                                                      | a    |
| (コメント)                                      | 職員一人ひとり年度ごとに「目標管理」がなされ、目標達成のプロセスにおいては自ら考え、意識付けるボトムアップ方式を採用しています。また毎年9月に中間面接を行い、2月には最終面接を行う仕組みが構築されています。      |      |
| Ⅱ-2-(3)-②                                   | 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。                                                                      | a    |
| (コメント)                                      | 年間研修計画を作成し、それに沿った研修が行われています。また年間研修計画は、毎年異なるメニューで計画されており、研修内容は、定期的に見直しが行われています。                               |      |
| Ⅱ-2-(3)-③                                   | 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。                                                                                    | a    |
| (コメント)                                      | 新任職員へのOJTや、習熟度に合わせたOJTが行われ、階層別、職種別、テーマ別に分けて実施されています。また外部の研修へも積極的に参加し、すべての職員がなんらかの研修に参加できる体制が図られています。         |      |
| Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。 |                                                                                                              |      |
| Ⅱ-2-(4)-①                                   | 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。                                                                  | a    |
| (コメント)                                      | 実習生の受け入れを積極的に行っており、「研修・育成に関する基本姿勢」は明文化されており、「マニュアル」や「実習プログラム」も整備されています。また実習指導者への研修も都度行われています。                |      |

|                                  |                                                                                                     | 評価結果 |
|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| Ⅱ-3 運営の透明性の確保                    |                                                                                                     |      |
| Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。 |                                                                                                     |      |
| Ⅱ-3-(1)-①                        | 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。                                                                          | a    |
| (コメント)                           | ワムネットやホームページで、理念、基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算などが公開されています。また重要事項説明書に「第三者評価の受信状況」や「苦情・相談の体制」の記載がされています。 |      |

|           |                                                                                                     |   |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| Ⅱ-3-(1)-② | 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。                                                                    | a |
| (コメント)    | 事務、経理、取引においては担当が決められており、職員への周知も図られています。また税理士や会計士などの外部支援等も実施され、実際に育休明けの職員が働きやすい体制づくり等について相談したりしています。 |   |

|                              |                                                                                                            | 評価結果 |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献              |                                                                                                            |      |
| Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。   |                                                                                                            |      |
| Ⅱ-4-(1)-①                    | 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。                                                                                 | a    |
| (コメント)                       | 地域との関わりはコロナ禍で一時途切れるも、現在は小規模保育の子どもに園庭を解放などを行っています。また地域の情報を園内掲示板にて保護者へ提供し、利用については個々の子ども・保護者がニーズに応じて選択できています。 |      |
| Ⅱ-4-(1)-②                    | ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。                                                                         | a    |
| (コメント)                       | ボランティアを受入れており、受入れの基本姿勢が文書化されています。また、ボランティア受入れマニュアルも整備されています。                                               |      |
| Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。    |                                                                                                            |      |
| Ⅱ-4-(2)-①                    | 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。                                                                    | a    |
| (コメント)                       | 利用者が住む地域の「福祉事務所」「児童相談所」「保健所」などのリストが整備され、職員間で共有されています。また関係機関・団体の参画のもとで年一回又は月一回定期的に「ケース検討会」を開催し、その連携に努めています。 |      |
| Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。 |                                                                                                            |      |
| Ⅱ-4-(3)-①                    | 地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。                                                                                | a    |
| (コメント)                       | 地域の「福祉や生活のニーズや課題」としては、阿倍野区が子どもの数が増加しているにも関わらず、遊び場が少ないということがあげられます。把握方法は関係機関等の会議への参加があげられます。                |      |
| Ⅱ-4-(3)-②                    | 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。                                                                            | a    |
| (コメント)                       | 地域での公益的な事業や活動としては、行事の前後に必ず行われる清掃活動があります。他には公的機関等へのパンフレット設置や行事の際に保護者よりの相談を広く受け、ときにはスマイルサポーターへ繋ぐ取組も行っています。   |      |

### 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

|                             |                                                                                                         | 評価結果 |
|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス            |                                                                                                         |      |
| Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。 |                                                                                                         |      |
| Ⅲ-1-(1)-①                   | 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。                                                                      | a    |
| (コメント)                      | 運営規程の目的に「利用者の最大の利益を考慮し」との表現がされており、「倫理綱領」や「倫理規程」も整備されています。また人権研修も行われ、インクルーシブ保育を実践しています。                  |      |
| Ⅲ-1-(1)-②                   | 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。                                                                             | a    |
| (コメント)                      | 子どものプライバシー保護についての規程が整備され、プライバシーに配慮した保育サービスが実践されています。またトイレや着替え場所等の設備についてもその配慮が図られており、保護者への周知や報告もなされています。 |      |



Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

|           |                                                                                                         |   |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| Ⅲ-1-(2)-① | 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。                                                                        | a |
| (コメント)    | 市役所等公共機関にはパンフレットを設置し、中身はイラスト入り等で理解しやすい工夫が図られています。また保育所の紹介時には個別で丁寧に説明が行われ利用希望者へは半日の利用体験等がなされています。        |   |
| Ⅲ-1-(2)-② | 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。                                                                          | a |
| (コメント)    | 保育の開始や変更のときは、保護者の意向を十分に配慮し説明しています。また説明は「入園のしおり」等に基づいて、同じ手順・内容で行うようにしています。他、重要事項説明書には署名を個別でいただくようにしています。 |   |
| Ⅲ-1-(2)-③ | 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。                                                                         | a |
| (コメント)    | 保育所等の変更を行う場合の引継ぎや申送りの手順、文書の内容等を定めています。また、保育所終了後も子どもや保護者が相談できるように担当者や相談窓口を設置し、文書等で伝えています。                |   |

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

|           |                                                                                                              |   |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| Ⅲ-1-(3)-① | 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。                                                                              | a |
| (コメント)    | 保護者には定期的にアンケートを実施し、満足度調査等を行っています。また保育士等は行事終了後に反省会を行い子どもの満足度を振り返ったり、クラス懇談会へも参加するようにしています。その結果は黙食解除の決定へと繋がりました |   |

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

|           |                                                                                                             |   |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| Ⅲ-1-(4)-① | 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。                                                                                  | a |
| (コメント)    | 苦情対応の責任者は園長であり、担当者も決められています。第三者委員会も設置済です。また苦情解決に関する掲示物も掲示され、ご意見箱も設置されています。さらに苦情・相談の結果は相談者へ回答し、玄関先にて掲示しています。 |   |
| Ⅲ-1-(4)-② | 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。                                                                          | a |
| (コメント)    | 重要事項説明書に保護者が、相談・意見を述べることについての記載がされており、配布や掲示がされています。また相談室は常に相談できる状態を保持し、意見を述べやすい体制の確保がなされています。               |   |
| Ⅲ-1-(4)-③ | 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。                                                                             | a |
| (コメント)    | 園は保護者が相談しやすく意見を述べやすいような配慮を行い、傾聴に努め適切な相談対応に努めています。また苦情相談マニュアルも備え迅速な対応が図られている一方、内容は「定期的に」見直しが行われています。         |   |

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

|           |                                                                                                              |   |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| Ⅲ-1-(5)-① | 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。                                                                    | a |
| (コメント)    | 子どもの事故に係る担当者は「係」が配置されています。また事故対応マニュアルが整備され、マニュアルに沿った対応が行われています。他に事故ヒヤリハット報告書も整備され、「改善策」について年2回の振り返りが行われています。 |   |
| Ⅲ-1-(5)-② | 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。                                                                   | a |
| (コメント)    | 感染症に係る担当は「係」が設置され、マニュアルも整備されています。また感染症の予防策には、乳児が消毒メイン幼児はマスク着用や換気を中心に行われています。発生した場合は園内に掲示や別に隔離するなどの方法が行われています |   |
| Ⅲ-1-(5)-③ | 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。                                                                              | a |
| (コメント)    | 災害対応マニュアルが整備され、ハザードマップの確認・掲示や事業継続計画（BCP）も作成されています。また備品類等の備蓄品の管理者は主任であり、リストも作成されています。避難訓練は月一回定期的に行われています。     |   |



Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

|           |                                                                                                          |   |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| Ⅲ-2-(1)-① | 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。                                                                          | a |
| (コメント)    | 園は保育所における保育の標準的な実施方法を定め、文書化しています。また文書は職員へ周知されており、セルフチェックやOJTにより、保育実践がマニュアル通りの画一的なものにならないように気を付けています。     |   |
| Ⅲ-2-(1)-② | 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。                                                                            | a |
| (コメント)    | 「標準的な実施方法」の検証や見直しは毎年行われており、クラス担任との話し合いも毎月行われています。また検証・見直しの際には必要に応じて指導計画の内容や職員・利用者の意見が反映されるような仕組みになっています。 |   |

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

|           |                                                                                                          |   |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| Ⅲ-2-(2)-① | アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。                                                                               | a |
| (コメント)    | 指導計画作成の責任者は園長。個別計画は3歳児と障がいのある子のみ作成され、アセスメントシートは5領域について記載されたものがあります。また指導計画を作成するための「職員を集めた会議」も開催されています。    |   |
| Ⅲ-2-(2)-② | 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。                                                                                   | a |
| (コメント)    | 指導計画の評価・見直しについては、実施する期間・保護者の意向の把握・園長が主催する検討会への職員の参加・計画の保護者からの同意、などが実施されています。また緊急に計画を変更する場合の仕組みも整備されています。 |   |

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

|           |                                                                                                           |   |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| Ⅲ-2-(3)-① | 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。                                                                    | a |
| (コメント)    | 子どもの日々の記録として「業務日誌」が作成されており、園長は、職員に対し、適切に記入できるように指導しています。また職員会議を開催し、情報の共有を図っています。他パソコン等の情報処理用ツールも活用されています。 |   |
| Ⅲ-2-(3)-② | 子どもに関する記録の管理体制が確立している。                                                                                    | a |
| (コメント)    | 個人情報保護の責任者は園長と理事長であり、個人情報規程等に則った使用同意書が整備され、入社時全員に研修も行われています。またこれまでに職員が情報漏洩することはありませんでした。                  |   |

## 児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

|                                |                                                                                                              | 評価結果 |
|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| A－１ 保育内容                       |                                                                                                              |      |
| A－１－（１） 全体的な計画の作成              |                                                                                                              |      |
| A-1-（１）-①                      | 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。                                                    | a    |
| （コメント）                         | 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法に示されている理念等をふまえ、保育所保育指針に基づき作成されています。また保育所の理念、保育の方針や目標に基づいても作成されています。            |      |
| A－１－（２） 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開 |                                                                                                              |      |
| A-1-（２）-①                      | 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。                                                                     | a    |
| （コメント）                         | 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持されており、保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理にも努めています。また一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所も整備されています。     |      |
| A-1-（２）-②                      | 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。                                                                            | a    |
| （コメント）                         | 園では一人ひとりのこどもの個人差を十分に把握し、職員間で共通理解を深めるように努めています。保育士は子どもの欲求や気持ちに添えて優しく対応し、子どもの気持ちにそって適切に対応するようにしています。           |      |
| A-1-（２）-③                      | 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。                                                                      | a    |
| （コメント）                         | 基本的な生活習慣を身につけるために、一人ひとりの子どもにとって適切な時期に援助を行い、自分でやろうとする気持ちを育む工夫をしています。また子どもが生活習慣を身に付ける大切さについて、理解できるように工夫をしています。 |      |
| A-1-（２）-④                      | 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。                                                                | a    |
| （コメント）                         | 園では環境設定保育に力を入れており、子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備しています。また遠足や街中探検等により、子どもが友だちや友だち以外の地域の方との関わりの機会を設けるようにしています       |      |
| A-1-（２）-⑤                      | 乳児保育（０歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。                                                    | a    |
| （コメント）                         | 個別の指導計画には0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫が明記され実践されています。また送迎時の保護者との関りや連絡帳等を通じて、保護者との連携を密にしています。                 |      |
| A-1-（２）-⑥                      | ３歳未満児（１・２歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。                                              | a    |
| （コメント）                         | 指導計画をもとに、一人ひとりの子どもの状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重するようにしています。また保育士等は子どもの自我の育ちを見守り、その気持ちを受け止めるようにしています  |      |
| A-1-（２）-⑦                      | ３歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。                                                     | a    |
| （コメント）                         | 「保育所保育指針」をもとに、3歳児から5歳児のそれぞれの年齢に応じた取り組みができるような環境を整えています。また子どもの育ちや活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がなされています。    |      |
| A-1-（２）-⑧                      | 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。                                                                   | a    |
| （コメント）                         | 建物・設備や保育環境などは、障がいに応じて整備されおり、障がいのある子ども一人ひとりの状況に配慮した個別の指導計画を作成しています。また個別の指導計画はクラス等の指導計画とも関連付けをされています。          |      |
| A-1-（２）-⑨                      | それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。                                                                    | a    |
| （コメント）                         | 夕方以降の時間帯では「静の活動」への変更がなされ、家庭的でゆったりと過ごすことのできる環境を整えています。また子どもの状況について、保育士間で正確な引継ぎが適切に行われ、保護者との連携も図られています。        |      |

|              |           |                                                                                                             |   |
|--------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
|              | A-1-(2)-⑩ | 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。                                                             | a |
|              | (コメント)    | 「指導計画等」に小学校との連携や就学に関連する事項が記載されており、保護者の就学への不安を取り除く取組や、小学校教員等との連携が行われています。また「保育所児童保育要録」も作成し、小学校へ送付するようにしています。 |   |
| A-1-(3) 健康管理 |           |                                                                                                             |   |
|              | A-1-(3)-① | 子どもの健康管理を適切に行っている。                                                                                          | a |
|              | (コメント)    | 「年間計画」内に健康診断計画とマニュアルが整備されており、子どもの保健に関する「保健計画」も作成されています。また入所時や日々の保育の中で、保護者から、家庭での生活状況、既往歴、接種状況を得るように努めています。  |   |
|              | A-1-(3)-② | 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。                                                                                     | a |
|              | (コメント)    | 健康診断・歯科健診の結果は職員間で情報共有されており、「保健計画」へ反映させています。また健康診断・歯科健診の結果は「健康記録」というノートに記入し、保護者からサインをもらうことにより情報共有されています。     |   |
|              | A-1-(3)-③ | アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。                                                              | a |
|              | (コメント)    | 「アレルギー対策マニュアル」が作成されており、組織的に対応を図っています。またアレルギー疾患、慢性疾患等の子どもの保育にあたっては、メニューをあらかじめ保護者に公開する等、保育所での生活に配慮するようにしています。 |   |
| A-1-(4) 食事   |           |                                                                                                             |   |
|              | A-1-(4)-① | 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。                                                                                      | a |
|              | (コメント)    | 食に関する取組が「全体的な計画」・「指導計画」に位置付けられており、子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫がなされています。またレシピの公開などにより、家庭との連携が行われています。     |   |
|              | A-1-(4)-② | 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。                                                                             | a |
|              | (コメント)    | 「食育の計画」により、一人ひとりの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしています。また子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握し、調理員・栄養士等は必ず子どもたちの食事の様子を見に来るようにしています。    |   |

|                   |                                                                                                             |                                              | 評価結果 |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|------|
| A-2 子育て支援         |                                                                                                             |                                              |      |
| A-2-(1) 家庭との緊密な連携 |                                                                                                             |                                              |      |
| A-2-(1)-①         |                                                                                                             | 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。                | a    |
| (コメント)            | 連絡帳等により家庭との日常交換が行われるとともに、懇談会を利用して保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けています。また家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録するようにしています。 |                                              |      |
| A-2-(2) 保護者等の支援   |                                                                                                             |                                              |      |
| A-2-(2)-①         |                                                                                                             | 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。                   | a    |
| (コメント)            | 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くように取組を行っており、保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるようにしています。相談内容は個人ファイルや年2回のアセスメントに記録しています。 |                                              |      |
| A-2-(2)-②         |                                                                                                             | 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。 | a    |
| (コメント)            | 園は、子どもの心身の状態や家庭での生活を、衣服の状態や朝ごはんを食べたか等で把握し、虐待発生に予防的に取り組んでいます。また虐待等権利侵害が疑われる場合には、関係機関との連携を図るための取組も行っています。     |                                              |      |

|                              |                                                                                                     | 評価結果 |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| A－3 保育の質の向上                  |                                                                                                     |      |
| A－3－（１） 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価） |                                                                                                     |      |
| A-3-（１）-①                    | 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。                                                   | a    |
| （コメント）                       | 保育士等は、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り（自己評価）を行っています。また自己評価は定期的に行われ、互いの学び合いや意識の向上、専門性の向上等につながっています。 |      |

|                     |                                                                                                   | 評価結果 |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| A-4 子どもの発達・生活援助     |                                                                                                   |      |
| A-4-(1) 子どもの発達・生活援助 |                                                                                                   |      |
| A-4-(1)-①           | 体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。                                                           | a    |
| （コメント）              | 「就業規則」等の規定に体罰等の禁止が明記されています。また研修や話し合いを通して、体罰や暴言、威嚇等が起こりやすい状況や場面について、体罰等を伴わない援助技術を修得できるように取り組んでいます。 |      |

## 利用者(子ども)への聞き取り等の結果

### 調査の概要

|        |   |
|--------|---|
| 調査対象者  |   |
| 調査対象者数 | 人 |
| 調査方法   |   |

### 利用者への聞き取り等の結果（概要）

未実施

## 利用者(保護者)への聞き取り等の結果

### 調査の概要

|        |   |
|--------|---|
| 調査対象者  |   |
| 調査対象者数 | 人 |
| 調査方法   |   |

### 利用者への聞き取り等の結果（概要）

未実施

## 福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

### ①【職員・従業員数】

- 以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

#### ▶正規の職員・従業員

- ・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

#### ▶非正規の職員・従業員

- ・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

### ②【専門職員】

- 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

### ③【施設・設備の概要】

- 施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

|     | 例                                                               |
|-----|-----------------------------------------------------------------|
| 居室  | ●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等                                            |
| 設備等 | ●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等 |